

# タブレット利用について



進徳女子高等学校

情報部

## 1 iPadの扱いについて

- (1) iPadは、教科書と同様に学習のための道具として扱うこと。
- (2) iPad本体や、ケースに華美な装飾を行わないこと。
- (3) iPadは卒業まで使うので、大切に扱うこと。付属のケーブルや充電器は家庭で管理すること。
- (4) iPadの充電は各家庭で確実にやってもらうこと。学校での充電は原則認めません。
- (5) キーボード及びケースを必ず使用すること。タッチペン、保護フィルムは使用してかまいませんが、その他周辺アクセサリの利用は先生に相談したうえで使用すること。
- (6) 鞆にしまう際は、一番上に置くようにし、強い衝撃が加わらないようにすること。
- (7) 個人情報保護の観点から、パスコードと指紋認証設定を行うこと。パスコードは自分自身が忘れることがなく、かつ、他人から推測されにくいものに設定し、他人に教えないこと。
- (8) 友人や先生などの写真・動画を無断で撮影しないこと。また、iPadをみだりに他人に向けないこと。
- (9) 他人とiPadの貸し借りをしないこと。
- (10) SNS等に他人を誹謗中傷する発言の書き込みをしないこと。
- (11) Webフィルタリングはかかっているが、怪しいサイトにアクセスしないこと。また、アクセスしてしまった場合は、先生に報告すること。
- (12) 各アプリの起動やログインに必要なIDとパスワードは必ず記録を取り、iPadとは別に保管しておくこと。

## 2 校内の使用について

- (1) 授業中のiPadの扱いは、授業担当の先生の指示に従うこと。
- (2) 授業に関係のないアプリを起動したり、不要なweb検索を行ったりしないこと。操作履歴や検索履歴は管理者(教員)のPCに残ります。
- (3) 全ての授業をiPadで行うわけではありません。教科書やノート等、授業に必要な道具を必ず準備しておくこと。
- (4) iPadの忘れや、充電忘れをしないこと。授業道具の忘れと同様に扱います。
- (5) 人、板書、風景等の対象に関わらず、先生の指示以外で、カメラ機能を使って撮影しないこと。
- (6) 移動教室など移動中に使用しないこと。
- (7) 教育活動と関係ないことに使用しないこと。

### 3 家庭での使用について

- (1) 登下校中は交通ルール、マナーを順守し、盗難・紛失に十分注意すること。
- (2) 学校や自宅以外の場所での利用は、他の人の迷惑にならないように注意すること。
- (3) 就寝前は、睡眠の妨げになるため利用は控えること。
- (4) 自宅待機や休校、課題の指示等の連絡を iPad に配信することがあるので、電源を入れて通信ができる状態にしておくこと。
- (5) 家庭に無線 LAN 環境がある場合、iPad を接続してもよいが、学校外のフリーWi-Fi には接続しないこと。また、フリーWi-Fi に接続した場合は、ただちに接続を切ること。
- (6) 情報漏洩を防ぐため、本人以外に使用させないこと。

### 4 iPad の不良・故障・紛失等の扱いについて

- (1) iPad の不良および故障については、症状が現れた段階で速やかに各学年の情報部教員に申し出ること。業者に修理対応および代替機の貸し出し手続きを行います。
- (2) 故意に iPad を傷つけたり破損させた場合は有償での修理対応になります。
- (3) 上記(1)および(2)において、修理対応で生じる iPad の送料は自己負担とする。また、修理の過程で iPad は出荷時の状態に初期化されます。
- (4) iPad を紛失・盗難の場合は、悪用されるのを防ぐために速やかに各学年の情報部教員に申し出ること。管理者側から紛失場所の特定を試みるとともに画面ロックを行いますが、iPad が発見できない場合については再購入(有償)対応となります。
- (5) キーボード付きケースの不良および故障について、メーカーの補償外の場合は再購入(有償)対応となります。

### 5 その他

- (1) 目的外使用(または疑わしい行為)および著作権・肖像権を侵害する行為(または疑わしい行為)、および風評被害を生じさせる情報の発信は行わないこと。このことは、触法行為(法律に抵触する行為)となるため、個人を特定できる情報が保存されていないか適宜、教員によるフォルダチェックを受けること。発覚した場合は指導を行います。
- (2) iPad の改造、SIM カードの入替および許可なく校内で充電を行わないこと。発覚した場合は指導を行います。

令和 3年 4月 1日 改正  
令和 4年 5月 13日 改正